

集積場所への出し方ルール



各収集曜日当日の**朝8時**までに出してください。
収集後は出さないでください。



品目ごとに透明または半透明の袋に入れて出してください。
(スーパーマーケット等のレジ袋も使えます。ただし、古紙、燃えないごみ、小さな金属類、木の枝は、各該当ページで確認してください。)

- 分別して出すことが条例で義務付けられています。きちんと分別されていなかったり間違った品目が出されていた場合は収集できません。啓発用シールを貼付して残していきます。
- 台風・積雪の状況によっては、当日中に収集に伺えない場合がありますので、なるべく次回以降の収集日にお出しく下さい。

分別しない者に対する罰則(過料)制度

市民・事業者ともに、ごみを出すときには、決められた分別区分や排出方法に従うことが、条例により義務付けられています。

繰り返し指導などを行っても分別しない市民・事業者に対して過料(2,000円)を科す罰則制度を実施しています。

◆ 次のとおり段階的に指導などを行っています。



※事業者は、勧告後も分別しない場合には、事業者名などを公表します。

- 分別されていないごみ袋を本市職員が開封調査しています。
- 開封調査によって得た個人情報は罰則制度の運用以外には使用しません。
- 分別ができるのに、分別しない人が対象です。
- 勘違いなどで、分別区分を間違った場合は対象にはなりません。



カラス等の小動物による散乱防止のために

カラス等の小動物に集積場所のごみを荒らされないためには、以下の手段が効果的です。

1 カラスよけネット等を使用する

ネットの目は5mm以下の細かいものが効果的です。ごみをネットでしっかりと覆い、縁におもりを入れたり、ネットの一部に石などの重しをするなど、カラス等の下から入れないようにしましょう。また、透明または半透明の袋に入れて、ふた付容器でも出すことができます。

2 生ごみはごみ袋の中心に

生ごみを水切りして、ごみ袋の中心に入れて隠しましょう。

3 収集日を守る

前日や収集後にごみを出してしまうと、カラス等に荒らされてしまいます。収集日当日の朝8時までに出しましょう。

